

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

福島市は、平成16年3月に市民協働のまちづくりの視点を取り入れ「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり条例」(以下、「ポイ捨て防止条例」という)を制定し、翌平成17年3月には同条例に基づいて「ポイ捨てのない美しいまちづくり行動計画」(第一期 H17～H22)を策定しました。同行動計画では、ごみの散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する総合的な施策を具体的に推進し、平成23年3月には第二期(H23～H27)を、平成28年3月には第三期(H28～R2)を策定しました。

この間、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故があり、原子力に依存しない社会づくりに向け、再生可能エネルギー等の導入の推進を図り人と自然が健全に共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を目指して、廃棄物の減量化や資源化などを推進してきました。

本行動計画では、第三期行動計画に引き続き、ごみの散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する総合的な施策を具体的に推進することで、住みよい環境を創出し、次の世代へつなげていくことを目指しています。

第2節 行動計画の位置づけ

本計画は、ポイ捨て防止条例第7条に基づき、ごみの散乱及び飼い犬のふんの放置防止について基本的な考え方や具体的な施策に、市の果たすべき役割を明らかにし、市民等や事業者の行動を推進するための計画です。

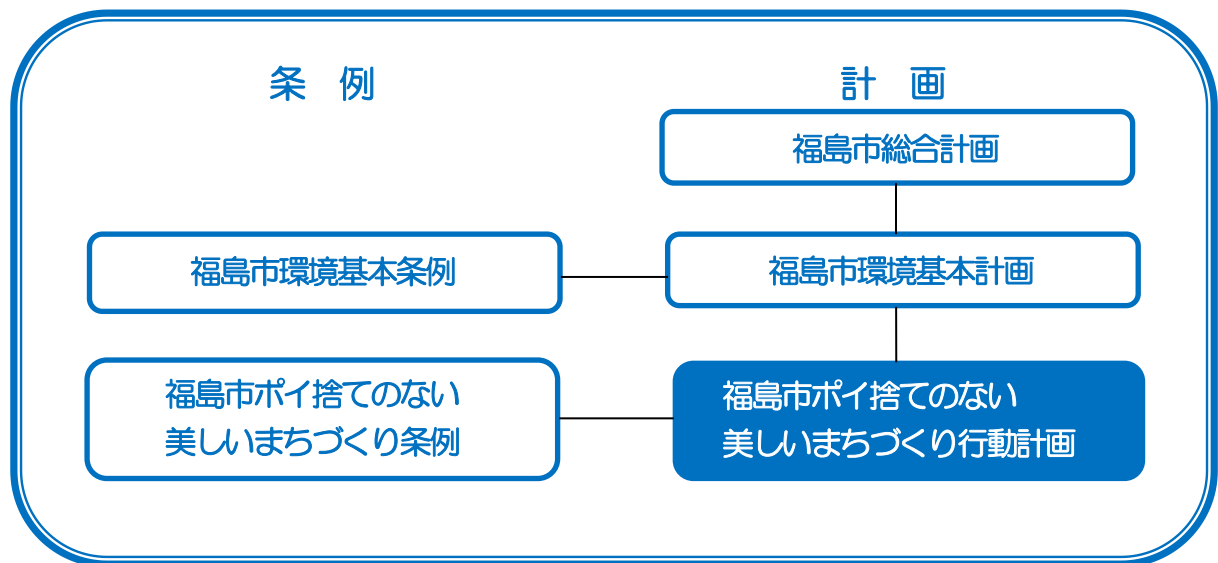


図1. 市条例や主要計画における本行動計画の位置づけイメージ

第3節 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月から令和8年3月までの5年間とします。

第4節 「第三期行動計画」の実施状況

「第三期行動計画」（計画期間：平成28年度～令和2年度）は、「ポイ捨てしない人づくり」と「ポイ捨てしにくい環境づくり」の2項目で各施策を進めることとし、「ポイ捨てしない人づくり」では、啓発活動、環境教育の推進、人材育成、「ポイ捨てしにくい環境づくり」では、推進体制の整備、市民の自発的活動に対する支援、ごみ散乱防止のための事業、調査・研究活動、道路・河川・公園等の施設管理者としての事業について計画を立て実行しました。

1. 「ポイ捨てしない人づくり」のための市の施策

(1) 啓発活動

メディアの活用については、市政だよりやホームページへの啓発記事掲載を行いました。

一方、SNSの活用や市が発行する印刷物へのポイ捨て防止メッセージの掲載については、実施に至りませんでした。

犬の飼い主のマナー向上に関する啓発については、狂犬病予防注射の際や新規登録の際にチラシ等で啓発を行いました。

(2) 環境教育の推進

園児・小・中学生を対象とした学校教育での取り組みの推進については、副読本「わたしたちの福島」を作成・配布し、環境美化の啓発を行いました。

一方、犬のふんやポイ捨て禁止看板等のデザイン募集については、実施に至りませんでした。

一般市民を対象とした生涯学習での取り組みの推進については、町内会等への出前講座開催により意識啓発を図りました。

(3) 人材育成

地域で活動できる人材の養成については、ポイ捨てのない美しいまちづくり推進モデル地区と福島市衛生団体連合会の合同研修等により環境美化の推進に取り組み人材育成に努めました。

2. 「ポイ捨てしにくい環境づくり」のための市の施策

(1) 推進体制の整備

関係機関との連絡体制の整備については、ごみの放置等の連絡を受けた際に所管する国・県との連絡調整を行いました。

(2) 市民の自発的活動に対する支援

ポイ捨てのない美しいまちづくり推進モデル地区の指定については、美化意識が高く他の模範となる18地区を指定し、のぼり旗の配布やホームページで活動内容を紹介し環境美化活動を支援しました。

ふくしまきれいにし隊については、登録数の令和2年度目標を300団体としていましたが、239団体（令和2年3月末時点）であったため目標達成できませんでした。

（3）ごみ散乱防止のための事業

全市一斉清掃の実施については、春と秋の年2回呼びかけを行い全市での参加を促しました。事業者に対する回収容器の設置要請については、自動販売機近くには回収容器が概ね設置されていることから要請指導は行いませんでした。

（4）調査・研究活動

「第四期行動計画」策定に向け、ポイ捨てごみの散乱及び飼い犬のふんの放置の現状と課題を把握するためアンケート調査を実施しました。

歩行喫煙禁止エリアの設定の可能性については、平成28年度に調査を行い、関係各課と協議検討を行いました。その後、改正健康増進法が令和2年4月から施行されることに伴い、福島市受動喫煙防止条例（令和2年7月1日施行）が制定され、同条例に基づき福島駅東口と西口周辺が受動喫煙防止重点区域に指定され、指定喫煙所以外では喫煙できない（区域内禁煙）歩行喫煙禁止エリアとなりました。

（5）道路、河川、公園等の施設管理者としての事業

道路については、主要道路の清掃や不法占用通報への対応等、河川については、クリーンアップ作戦のほか河川愛護団体による浄化作業、公園においては、利用マナー看板設置のほか公園愛護団体による清掃により美化推進を図りました。

不法投棄ごみ対策については、不法投棄防止看板の設置や市政だより等により啓発及び、不法投棄監視員によるパトロール等を行いました。

※詳細は、資料編P14「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり行動計画第三期評価一覧」のとおり。

第5節 アンケート調査の概要

1. 実施内容

(1) 目的

ポイ捨てによるごみの散乱や飼い犬のふんの放置の現状と課題を把握するとともに、今後のポイ捨てのない美しいまちづくりの行動指針に市民の声を反映するため。

(2) 期間

令和2年8月11日（火）から令和2年8月25日（火）

(3) 対象者数

893人（福島市民、福島市内の事業所に勤務している方等から抽出）

(4) 回答数

610人（回答率68.3%）

※上記以外にインターネット調査分が238人で合計848人

2. 調査結果のまとめ

(1) ポイ捨てのない美しいまちづくりへの福島市の取り組みについて

「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくり条例を知っていますか」という質問については、「知っていて内容を見たことがある」が約2割で、「知っているが内容を見たことはない」「知らない」が合計で約8割を占めました。

また、「情報提供を積極的に行ってほしい」「市民の心に響く啓発や広報の工夫が必要である」「周囲がきれいであれば、ごみは捨てないと思うので町内会等の地域や企業等の組織を巻き込んで活動を広げていくことも大事である」というご意見をいただきました。

(2) ごみのポイ捨てについて

「ごみのポイ捨てを見たことはありますか」という質問については、「よくある」「たまにある」が合計で8割を占めており、種類については、「たばこの吸い殻」「ペットボトル」「空き缶・ビン」が各6割、場所については、「道路・歩道」「空き地」「河川敷」が各7割を占めました。

「ごみをポイ捨てされている理由は、なぜだと思いますか」という質問については、「環境美化意識が低いから」「持ち帰るのが面倒だから」「だれも見っていないから」が各6割を占めました。

また、ポイ捨てをなくすためには、「周囲をきれいにするのが重要である」「道路、法面、歩道では雑草が生い茂らないように町内会等による全市一斉清掃により捨てにくい環境づくりが必要である」というご意見をいただきました。

(3) 飼い犬のふん放置について

「放置されている犬のふんを見たことはありますか」という質問については、「よくある」「たまにある」が合計で8割を占め、場所については、「道路・歩道」が約5割を占めました。

「犬のふんを放置する理由は、なぜだと思いますか」という質問については、「持ち帰るのが面倒だから」「袋等を持たないで散歩するから」「だれも見えていないから」が各6割を占めました。

また、「雑草が放置されていると犬のふんが隠れて見えなくなるので町内会で草むしりを推進してほしい」という意見をいただきました。

(4) ポイ捨てのない美しいまちづくりを進めるための取り組みについて

「ポイ捨てを防止するためには、どのような方法が必要だと思いますか」という質問については、「町内会への啓発」「学校への啓発」「罰則の導入」が各4割を占めました。

「飼い犬のふん放置の問題をなくすため、飼い主のマナー向上を図るには、どんな方法が必要だと思いますか」という質問については、「飼い主への通知」「犬の登録時における保健所での啓発」「罰則の導入」が各5割を占めました。

また、「環境美化は幼少期のうちにごみ拾いなどの経験を通した意識をしっかりと身に着けることが大事」「子どもをもつ親と子どもへの親子教育の実施」等の意見をいただきました。

※詳細は、資料編P17「福島市ポイ捨てのない美しいまちづくりの現状と今後の課題についての調査結果」のとおり。

第6節 ポイ捨て防止の課題

「第三期行動計画」の実施状況、アンケート調査の結果等から、ポイ捨て防止の課題を次のとおり整理します。

1. 啓発活動の更なる充実

ポイ捨てによるごみの散乱や飼い犬のふんの放置を防止するためには、より多くの人々の心に届くよう啓発活動をさらに充実させることが重要であり、そのためには広報の仕方を工夫するなど、積極的な情報発信が必要です。

2. ポイ捨てしない人づくりの推進

ポイ捨てをしない意識の醸成やモラル向上のためには、環境教育が重要です。子どもの頃から身近なポイ捨てについて知ることをきっかけに、その先の環境問題についての学びへとつなげていくことが必要です。

3. 環境美化活動に対する支援の継続

ごみのないきれいな環境であればポイ捨てしにくくなります。ポイ捨てしにくい環境をつくるためにも、町内会や企業等による環境美化活動が継続して実践できるよう支援することが必要です。